

第 3 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和6年3月25日 午後3時00分から5時40分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	1 1	前 田 和 宏	出席
2	安 田 敏	出席	1 2	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	1 3	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	1 4	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	1 5	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	1 6	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	1 8	田 守 文 夫	欠席
9	鈴 木 賢	出席	1 9	茂古沼 美 則	出席
1 0	辻 和 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農地振興係主任専門員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員
 - 1 9 番 茂古沼 美則 委員
 - 1 番 香川 雅彦 委員

- 5 付議した議案等

- 報告第1号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について

- 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 土地の現況証明願について
- 議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

- 議案第7号 特定農地貸付けに係る承認申請について
議案第8号 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて
議案第9号 音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について

協議案第1号 令和5年度農地利用の最適化の推進等の状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和6年第3回音更町農業委員会総会を開催します。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達していますので、総会は成立しています。

議事録署名委員は、19番 茂古沼美則委員、1番 香川委員を指名します。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第10項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みとします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項から第4項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みとします。

次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議 長 なければ、報告第3号は報告済みとします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第4項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、議案第3号において農地法第3条の規定による賃借権等設定の申請が、第3項及び第4項につきましては、議案第8号においてあっせんの申し出がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第4項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第4項までについては、要件を満たしていると確認しました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いします。

16番 今月の11日に譲受人のところへ行ってお話を伺ってまいりました。この農地は、
昨年1月から譲渡人との間で3条の賃貸借をしている農地で、譲渡人の希望により
売買という運びになりました。11日に面積並びに場所、金額のほうを確認してまい
りました。売買金額につきましては、地域の平均的な価格でありますので妥当な金額
ではないかと思われま
す。以上です。

議 長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで

すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
白川委員から、調査報告をお願いします。

16番 この件も、今月の11日に譲受人のところへ行ってお話を伺ってまいりました。この農地は、譲受人の話では、元は道路の敷地で畑の中に一直線の同じ幅で区切られた国有地であると伺いました。5日ほど前の雪が解けた後に、現地を見に行ってみまして、今現在は、杭が立っておりました。売買金額につきましては、安い金額ではありますが、売払いを受けるということで、このような金額になっているものと思われ
れます。以上です。

議長 白川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

10番 これまでは、実態としてどのように使われていた土地ですか。

16番 譲受人のお爺様の代から畑の真ん中にある土地で、同じように使われておりました。

10番 時効ではありませんか。3条の申請は必要なのでしょうか。お爺様の代からずっと耕作していたのであれば、20年以上、善意で耕作していて時効取得というようなこと
ではありませんか。

事務局長 国有地の売払いの場合の法律的なことは確認をしませんとわかりませんが、町でもよく国有地の売払いを受けるということがありまして、道路として使っていた、そこを町道として使うということで国有地の売払いを受けるということがございま
す。時効取得につきましては、該当になるかということはこの場ではわからないとい
うことで、申し訳ございません。

10番 念のため3条で売買するということでしょうか。トラブルにならないようにとい
うことでしょうか。

事務局長 その辺につきましても、財務事務所がどのような考えで行っているのか、辻委員が
言われるように、譲受人から申入れを行ったら時効取得ができるのではないかとい
う

ことですが、今回は両者の合意のもとでの申請ということで受けておりますので、総会に諮っている状況でございます。

10番 農地としてずっと使っているということですね。昔は道路であったけれども、型式上、国有地として残っていたということですか。

事務局長 道路の形状ということで、十勝はだいたい300間、550mごとに道路が区切られています。そこを号線用地ということで国の土地として元々ございます。そこに道路を作っていきますが、例えば山の中等に入ってしまうと、そこが道路のない状態で残って道路の形状をなさないで道路の予定地として残っていて、道路を作る見込みがないということで、周辺を耕作しているかたに売払うというようなことが今回の案件であります。

議長 ほかに、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第2項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま。以上です。

議長 議案第2号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から、調査報告をお願いします。

6番 この案件ですが、3月6日に譲受人とお会いしてお話を伺ってまいりました。売買単価につきまして、地域の中で適正な価格の範囲内に入っていると思われま。問題はないと思われま。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第2号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。

香川委員から、調査報告をお願いします。

1 番 3月7日に譲受人にお話を伺ってまいりました。今まで3条で借りられていたとい
うことで、譲受人の希望により、今回、売買するということとあります。譲渡人は分
家の方で譲受人のお爺様の弟の奥様ということとあります。金額につきましては、親
戚ということと少し安い金額ではありますが、問題はないと思われま
す。以上です。

議長 香川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委員 (全員なし)

議長 議案第2号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第2号第4項について、申請のとおり許可することに決定
します。

続きまして、議案第2号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第2号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。

吉田委員から、調査報告をお願いします。

4 番 3月9日に譲受人と会い、お話を伺いました。この農地は今まで3条での貸借をし
ており、今回、譲渡人の申出で農地を処分したいという意向があり、3条での売買と
なりました。売買価格につきましては、地域平均から離れておらず、問題はないかと思
われま
す。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第5項について、申請のとおり許可することに決定します。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
貞廣委員から、調査報告をお願いします。

12番 こちらの案件ですが、貸主は長期で中国に赴任されるということで、この後の議案第7号の土地所有者でもありまして、相続して間もない農地について契約の確認をしていたところ、今回の案件の土地について契約がないことに気付いたということで、3条の契約を結ぶ流れになっております。賃貸料につきましても土地条件等見合せて適切な価格であると思われま
す。以上です。

議 長 ここで、暫時休憩とします。

(休 憩)

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

貞廣委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定

します。

続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第2項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の4ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
久保委員から、調査報告をお願いします。

6 番 この農地ですが、以前他の方が耕作しておりましたが、離農に伴いまして3条で
いうことで、3月6日に今回の借主にお話を伺ってまいりました。賃貸料につきまし
て、地域の中での平均の範囲内の価格でありますので問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定
します。
続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第3項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
林委員から、調査報告をお願いします。

7 番 今月の8日に借主からお話を聞いてまいりました。経営移譲を目的とする親から子
への使用貸借の契約でございます。何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定します。

続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の5ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第4項の案件につきましては、現地調査が行われています。
田辺委員から、調査報告をお願いします。

8 番 今月の4日に貸主とお会いいたしました。借主より貸借の申出があり、今回の申請
となったということです。地域の価格よりは若干安めの金額ですが、土地条件等を考
慮すると問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 田辺委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定
します。

続きまして、議案第3号第5項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第5項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第5項の案件につきましては、現地調査が行われています。
吉田委員から、調査報告をお願いします。

4 番 2月29日に借主からお話を伺いました。貸主とは以前から農地を借りているとい
う関係で、今回、今まで借りていた方が耕作しなくなり農地が空いたということで、

貸主より借りてほしいと頼まれ、3条での貸借となったそうです。賃借料につきましては、地域平均と大きく離れているものではありませんので、問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第5項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第5項について、申請のとおり許可することに決定
します。

続きまして、議案第3号第6項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第6項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の6ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第6項の案件につきましては、現地調査が行われています。
香川委員から、調査報告をお願いします。

1 番 今月の5日に新規就農者の面談ということで、農政部会長、農政副部会長、吉田委
員と私で面談を行いまして、借主は今まで、指導農業士のところで研修をしていて、
今回、独立して土地を借りて営農するということでもあります。面談をしまして、やる
気もあるようでしたので、温かい目で見ていただければと思いました。以上です。

議 長 香川委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第6項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第6項について、申請のとおり許可することに決定
します。

続きまして、議案第3号第7項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第3号第7項朗読、説明）

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の7ページの「農地法第3条調査書」とおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第7項の案件につきましては、現地調査が行われています。
吉田委員から、調査報告をお願いします。

4 番 議案第3号第6項と同じく3月5日に貞廣農政部会長、久保農政副部会長、香川委
員と私で面談をいたしました。営農計画書に問題はなく、周辺の農地の利用状況につ
いても貸借することで支障が生ずることはない判断いたしました。賃借料も地域の
平均的な額でありますので問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 吉田委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等はありません
か。

1 2 番 私も新規就農面談と一緒に入っていましたので、第6項、第7項について報告をい
たします。それぞれ3反5畝と4反7畝程度の面積ですけれども、それだけの面積で
営農ができるのかというところですが、当然、高収益作物ということで、既存のハウ
スが数棟ずつ建っておりますが、農地は農地として一般的な額での契約をしておりま
すので土地の状況はそのようになっておりますのでご承知いただければと思いま
す。以上です。

議 長 貞廣委員から補足説明がございました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 （全員なし）

議 長 議案第3号第7項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 （全員異議なし）

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第7項について、申請のとおり許可することに決定
します。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題とし
ます。第1項から第3項までについては関連がありますので、一括して議題とします。
事務局からの説明を求めます。

事務局長 （議案第4号第1項から第3項朗読、説明）

本件につきましては、転用者が建設するスマートインターチェンジのための工事用道
路として、一時転用する計画であります。

参考としまして、A3版の1枚もののカラー印刷の資料を配付しておりますので、ご
参照ください。

仮設道路等の設置につきましては、着工前に表土を剥取り、仮設道路の横に一時堆積
し、工事完了後は表土を戻して採草地に戻します。

申請地については、別添「調査書」の12ページ及び13ページにあるとおりで、3件をあわせまして、18,954平方メートルの一時転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の8ページ及び9ページにあるとおり農用地区域内農地ではありますが、農地法施行令第11条第1項の一時転用の例外許可事由にあたると考えられます。

一般基準につきましては、別添「調査書」の9ページから11ページにあるとおりで、国からスマートインターチェンジの連結許可がなされている事案でありますので、資力・信用力については問題ありません。

また、一時転用することによって、付近の農地に被害を及ぼすおそれはないと考えられます。以上です。

議長 議案第4号第1項から第3項までの案件につきましては、現地調査が行われています。

吉田委員から調査報告をお願いします。

4番 昨年の11月30日に事務局とともに転用者、土地の所有者、耕作者立会いのもと現地を確認してまいりました。スマートインターを建設するための工事用道路、駐車場、資材置場などの農地の一時転用ということでもあります。転用者は土地の所有者、耕作者ともよく話をされており、必要最小限の面積の一時転用ということでは問題はないと思われれます。以上です。

議長 吉田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項から第3項までの件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項から第3項までについて、申請のとおり許可することに決定します。

次に、議案第5号「土地の現況証明願について」の第1項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第1項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の14ページから15ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議長 議案第5号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。

茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いします。

13番 3月5日に土地所有者は高齢のため、娘さんと地区担当の田守文夫委員と両者で電話にてお話をしております。現地は、緑が丘病院の南側に面する住宅であります。「調査書」の15ページをご覧ください。基線とあります町道から取付を下りまして手前

の地目は宅地であります。実際は大幅に農地に入って住宅が建っていたということになります。手前の角の倉庫については、現在は更地となって砂利が敷いてあり、宅地の一部となっております。宅地から少し出る形で屋敷周りに舗装もしてある状況でありました。この願出に至った経緯につきましては、土地所有者が現在、一人暮らしでそこに住んでいるそうですが、将来的にここに住み続けるのか、お子さんがいらっしゃるかもしれませんが、住む予定もないということで、宅地周りの整理をしようということで確認をしたところ、農地に家が建っていたということで、今回、宅地へ地目変更をしたいということでございます。現状、農地に戻すという形にもなっておりません。私も3月18日に確認をしまして、現状に合わせた最小限の面積での願出であると判断いたしました。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第1項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、願出のとおり証明することに決定します。

続きまして、議案第5号第2項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第5号第2項朗読、説明)

なお、願出地につきましては、「調査書」の16ページ及び17ページのとおりであります。利用状況は宅地となっております。以上です。

議 長 議案第5号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いします。

6 番 現地調査の報告をさせていただきます。2月29日に事務局とともに現地の調査をいたしました。土地の所有者の離農に伴い、売買する都合上、宅地周りを整理するというので、「調査書」の17ページをご覧くださいと、工作物が農地の上に建っておりまして、この辺を宅地ということで整理させていただきたいということでもあります。必要最小限の面積での願出であると確認してきております。以上です。

議 長 久保委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等はありませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項の件について、願出のとおり証明することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項について、願出のとおり証明することに決定します。

次に、議案第6号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第6号第1項から第10項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第11項からご説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。

(議案第6号第11項から第13項朗読、説明)

以上、議案第6号第1項から第13項までにつきましては、別添「調査書」18ページから22ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等はありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第6号第1項から第13項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第13項までについて、決定します。

次に、議案第7号「特定農地貸付けに係る承認申請について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第7号第1項朗読、説明)

別冊にて配付させていただいております、「議案第7号関係 特定農地貸付け承認申請資料」に基づき説明させていただきます。

本件の申請につきましては、平成27年度から始めて10年目になります。市民農園の申請者及び実施場所につきましては、昨年度と変更ありません。

まず、1ページ目は位置図で、箇所は丸印のところで、緑南中学校の道道をはさみました南側になります。

2ページは土地の地番図、3ページは区画割りで、昨年と同じく30区画になります。4ページからの特定農地貸付け協定書については、申請者と音更町との協定書の写しになります。8ページからは、特定農地貸付け規程の関係であります。貸付期間は、令和6年4月1日から11月30日までとなります。

また、去年は、全区画を貸付けしており、また、去年貸付けた区画につきましては、今年も仮予約があるとのことでした。

11ページは、市民農園の募集内容になります。

貸付内容は昨年と同じ内容で、今月26日から募集を始めるという内容になっております。

12ページは、参考資料で、「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律」の概要をまとめたものでございます。2番の概要をご覧ください。

(1)は、特定農地貸付けの定義です。①から③まであります。

(2)は、特定農地貸付けの実施主体について記載しています。

(3)は、特定農地貸付け承認は、農業委員会が行うことが書かれております。

次の13ページでは、開設主体別に手続の内容を図式化しており、今回の内容は、図の2番目に該当しております。農地の所有者が、①町と貸付協定を締結したのち、②貸付規程を作成し、③農業委員会への申請をして、④承認されますと、その後、⑤使用収益権の設定となり、利用者を募集して農地使用に関する契約を行うという流れになります。以上、説明とさせていただきます

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第7号第1項について、申請のとおり承認することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第7号第1項について、申請のとおり承認することに決定します。

次に、議案第8号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第8号第1項から第13項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第8号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いします。

16番 第1項、木野9地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、牧地区のBさん(44歳)を選定いたしました。

第2項、更生地区のCさんからの貸借の申出につきましては、今まで借りられていた、更生地区のDさん(55歳)を選定いたしました。

第3項、共栄高台地区のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、更生地区のFさん(63歳)を選定いたしました。

第4項、双葉地区のGさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、音幌地区のHさん(65歳)を選定いたしました。

第5項、共和地区のIさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、錦地区のJさん(52歳)を選定いたしました。

第6項、柳町北地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、西昭和地区のLさん(57歳)、西昭和地区のMさん(43歳)の2名を選定いたしました。

第7項、元昭和地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、元昭和地区のOさん(45歳)、元昭和地区のPさん(43歳)、元

昭和地区のQさん（49歳）の3名を選定いたしました。

第8項、大和地区のRさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、大和地区のSさん（56歳）、大和地区の法人T、大和地区の法人U、大和地区のVさん（54歳）の4名を選定いたしました。

第9項、宝来第5地区のWさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、富丘地区のXさん（45歳）を選定いたしました。

第10項、ひびき野西町第2地区のYさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、相生地区のZさん（36歳）を選定いたしました。

第11項、開進地区のAAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、鈴蘭地区のABさん（46歳）を選定いたしました。

第12項、帯広市のACさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、共進地区のADさん（54歳）を選定いたしました。

第13項、駒場地区のAEさんからの売買の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北柏地区の法人AF、北柏地区のAGさん（53歳）の2名を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がありました。適格者につきまして、みなさんからご意見等はありませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第8号第1項から第13項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第8号第1項から第13項までについて、報告のとおり決定します。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんは、よろしくお願ひします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をします。

　　次に、議案第9号「音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 　（議案第9号朗読、説明）

　　音更町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、指針として具体的な目標と取組方法を定めます。

　　なお、令和4年5月施行の農業経営基盤強化促進法等の一部改正で、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する目標や推進方法」について指針の作成が法律で義務化されております。

この指針は委員の改選期である3年ごとに見直しを行うこととしており、前回の指針策定から3年経過しましたので、見直しを行なおうとするもので、本総会でのご審議を踏まえて、指針を決定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、この指針案は、本日の総会でご決定いただけましたら、北海道に提出するとともに、町のホームページで公表いたします。

それでは、「別紙」A4の1枚ものの音更町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)をご覧ください。

(「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」(案)について説明)
以上です。

議長 説明が終わりました。

この件につきましては、本日、午後1時30分から役員会が開催されており、そこで協議しています。

みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第9号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第9号は、原案のとおり決定します。

次に、協議案第1号「令和5年度農地利用の適正化の推進等の状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について」の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (協議案第1号朗読、説明)

令和4年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、その実施状況及び達成状況について点検・評価し、その内容を「農業委員会等に関する法律」第37条の規定により町ホームページで公表し、北海道に報告することとなっております。

別紙様式5の「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。

(令和5年度農地利用の最適化の推進等の状況の公表及び令和6年度最適化活動の目標の設定等について説明)

以上、説明とさせていただきます。

議長 説明が終わりました。

この件につきましても、本日の午後1時30分から役員会が開催されており、そこで協議しています。

みなさんから、ご意見等ありませんか。

委員 (全員なし)

議長 協議案第1号について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、協議案第1号は、原案のとおり決定します。
以上で議案は全て終了しました。
以上をもちまして、令和6年第3回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

(閉会 午後5時40分)

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和6年3月25日

議長 高野春夫